

<Intrax インターンシップ 参加規定確認同意書>

この参加規定確認同意書は、Intrax インターンシップ参加者（以下「参加者」）が本制度の主旨をよく理解した上で Intrax インターンシップに参加することを目的に作成されたものです。以下の内容を確認の上、署名欄に署名・捺印後、Intrax までご返送ください。

1. 参加資格

本インターンシップに参加するにあたり、日常会話レベルの英語力があり、インターン／トレーニング先（以下「受入先機関」）のポジションと関連している職務経験または学歴が必要です。インターンシップ開始後は、自分自身の行動に責任を持ち、自ら考えて行動し、ビジネス環境に適した身なりを整え、期間中に課される全ての課題をこなすことが求められます。また、参加するコースによっても参加資格は異なりますので、以下に挙げたコースごとの条件をすべて満たした上で参加してください。

・ インターン

日本の現役大学生、短大生、専門学校生、または大学を卒業してから1年未満の者で、年齢が18歳から28歳であること。プログラムに最長12ヶ月間、参加できること。

・ トレーニング

アメリカ以外の大学を卒業して1年以上の職歴があること、またはアメリカ以外の国で5年以上の職歴があり、年齢が20歳以上であること。プログラムに最長18ヶ月間、参加できること。

2. 受入先機関とポジション

本プログラムにおける受入先機関、及びポジションは、個人の希望と異なる場合もあります。

受入先機関は各自の英語レベル、職務経験、スキルなどによって決定します。Intrax が提示する提出物を期限内に提出しない場合は、受入先機関の決定に時間がかかることがあります。また、受入先機関は受入先機関の都合により決定後でも変更となることもあります。出発時期に関しましては、ご希望に沿えない場合があります。

3. 面接・受入先機関での行動

受入先機関との面接は一人につき最大3回までとなっています。合計3回の面接で不合格となった場合は、それ以降の面接手配等はいりません。受入先機関決定後は、その受入先機関の規定や上司の指示に従い、ビジネス環境に適した身なりを整え、受入先機関と合意した労働時間内での仕事内容を責任を持ってこなすことが必要です。また原則、受入先機関までの交通費は自己負担となります。

4. ビザ取得

本インターンシップは、アメリカ国務省認定プログラムであるため、渡米前に交流訪問者ビザ（J-1 ビザ）の取得が必須になります。また、ビザ取得については、参加者本人の責任となっております。参加者、大使館、旅行代理店等の事情によるビザ発給の遅れに関するいかなるトラブルにもイントラックスは一切の責任を負いません。有効なパスポートの準備も参加者本人の責任となります。

5. 宿泊施設/航空券手配

宿泊先及び航空券手配は、参加者本人の責任で行ってください。ただし、宿泊先予約及び航空券手配は受入先機関が決定し、ビザ貼付されたパスポートが手元に届いてから手続きをしてください。宿泊や航空券費用やキャンセル料、変更手数料など、一切の費用は参加者本人の負担となります。

6. 規則

a. 参加者は、日本及びアメリカ合衆国、州、地域（郡）の法律、受入先機関の規則を遵守しなければなりません。

b. 参加者は、本参加規定確認同意書、ハンドブックに記載の諸事項を守らなければなりません。

上記事項が守られない場合、Intrax は、警告書の発行、またはインターンシップ終了前の参加取消とそれに伴う途中帰国措置をとる場合があります。

7. 事故の報告

滞在中、本人の故意・過失に関わらず、何らかの事件・事故に遭遇した場合、参加者は直ちに Intrax に連絡を行なうとともに、Intrax・受入先機関等の指示に従い警察等公的機関へ報告を行わなければなりません。連絡・報告が適切に行われなかった場合、また個人的交渉等により生じた問題に関して、Intrax は一切責任を負いません。

8. 医療上の処置

a. インターンシップ参加期間中に発生した医療費については、参加者及びその保護者が責任を負うものとします。Intrax は、インターンシップ参加期間中の万一の事故・病気等に備え、別途定める団体保険に加入しています。ただし、アメリカでの医療費用は高額になりうることを理解し、各自が十分と考える保障内容を含んだ任意保険への加入は参加者及び保護者の責任とします。

b. インターンシップ期間中の身体的及び精神的病気・ケガ等により、現地医療機関及び受入機関が日本での治療が必要かつ最善と判断した場合、Intrax はインターンシップを中断し速やかに帰国の措置をとり、参加者は日本での治療を受けるものとし、その場合の移動費用等は参加者及び保護者が負担するものとします。

9. 損害賠償

プログラム開始時より帰国に至るまでの間、Intrax 及び受入機関に対し、参加者がその責に帰すべき事由より損害を与えた場合には、参加者並びにその保護者が賠償の責を負うものとします。

10. 問題の解決

a. インターンシップ期間中に発生した諸問題について、参加者は自ら進んで Intrax、受入先機関等の助言を受け入れ問題解決に取り組まなければなりません。

b. 参加者の保護者及びその関係者が Intrax の了解なく関与したことにより発生した問題には、Intrax は一切責任を負いません。またインターンシップを終了し帰国後に発生した問題については、Intrax は一切の責任を負いません。

11. 参加取消と途中帰国

a. アメリカ渡航後、インターンシップ終了まで本「参加規定確認同意書」の諸事項を遵守できず、あるいは参加者本人の責による事由により、Intrax が参加者を本制度参加不相当と判断した場合、Intrax は参加者のインターンシップ参加を取り消し途中帰国の措置をとる場合があります。

b. 参加者が、Intrax に対し、インターンシップ終了以前に、終了するとの申し出・意思表示を行った場合、保護者の同意が無い場合でも Intrax はインターンシップの参加を取り消し、参加者を帰国させる権利を有します。

c. 参加者本人の意志、または Intrax による参加取消決定のどちらの場合でも、インターンシップ参加を取り消され途中帰国した場合は、参加者は再度プログラムに復帰することはできません。

<Intrax インターンシップ 参加規定確認同意書>

1 2. 免責

参加者及びその保護者は、本インターンシップ参加にあたり、以下の条項 1～2 によって参加者が損害・被害を被った場合、Intrax がそれらの案件について責を負わないことを理解し、インターンシップに参加するものとします。

1. 天災地変、戦乱、暴動、政治的決定または官公署の命令等、Intrax の管理体制を越えることによるもの

2. アメリカにおける全ての第三者(受入先機関及びその雇用者を含む)による故意または過失行為により引き起こされた事態

1 3. インターンシップ費用支払いに関する規定

a. 参加者は Intrax が定める期日に則り、インターンシップ参加費用を納入するものとします。

b. いかなる理由があっても登録金の 5 万円は返金されません。

c. Intrax が参加者の渡航前に、天災・戦乱その他やむを得ない事由により本制度を中止した場合、または渡航が不可能となった場合は、納入されたインターンシップ参加費用の全額を返金します。

d. DS-2019 発行後はインターンシップ参加費用の返金はいたしません。上記 c に規定されている場合でも同様です。またインターンシップ終了以前に途中帰国となった場合でも、参加費用の返金はいたしません。

以上の各項目について理解し、同意いたします。

参加者署名 _____ 印 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(未成年者のみ) 保護者署名 _____ 印 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日